

7・5 その他

7・5・1 外航労務部会 協議会(安全)の開催

1. 日本周辺海域における有事発生の際の連絡体制等の確認

外航労務部会と全日本海員組合(以下、組合)は 2016 年春頃より頻度を増す朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)による日本海に向けての飛翔体発射行動により日本周辺海域を航行する船舶と船員の安全が脅かされる状況になっているとして 2017 年 4 月 27 日に協議会(安全)を開催し、有事発生の際の緊急連絡体制、情報共有体制を確認した。

2. Extended Risk Zone(ERZ)の見直し、ならびにイエメン周辺海域の取扱い変更

2018 年 2 月 20 日～22 日に開催され国際団体交渉協議会(The International Bargaining Forum、以下 IBF)会議において、インド洋およびアデン湾に設置されている High Risk Area(以下、HRA)関連の協定の変更が決定されたことを受け、外航労務部会と組合は 3 月 14 日に協議会(安全)を開催した。協議会では IBF の合意に沿い、これまでイエメン国内港が対象とされてきた Warlike Operations Area(以下、WOA※)に「イエメン本土沿岸から 12 海里内」を追加すると同時に、当該海域内において HRA に含まれないエリアとされる国際推奨航路帯(Internationally Recommended Transit Corridor; IRTC)に加え、新たに海上警備航路帯(Maritime Security Transit Corridor; MSTC)を追記。また ERZ についてはこれまで「北緯 20 度以南の紅海及び、北緯 22 度以南、南緯 5 度以北、東経 65 度以西のインド洋及びアデン湾」が対象とされてきたところを「北緯 16 度 22 分以南の紅海(以下同じ)」に変更することとして IBF 合意に合わせた 2017 年 3 月 1 日付の確認書を締結、同日 00 時 01 分(世界協定時)に遡って適用されることを確認した。

※外航労務部会と組合との協定上は WOA に相当する文言は使用せず、「紛争の動向に注意し(当該域に)就航する日本人乗組員の安全確保に万全を期す(べきエリア)」との記載が用いられている。

7・5・2 外航日本人船員の量的観点からの確保・育成検討会

2011 年度に国土交通省が設置した「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」の議論を踏まえ、2014 年 12 月 12 日に題記検討会が設置され、検討が開始された。

構成委員は、国土交通省海事局、全日本海員組合および当協会で、2016 年度までに計 5 回、外航日本人船員の現状と海事広報を含む確保育成の取組状況等を共有している。

2017 年度には 9 月 20 日に第 6 回、10 月 30 日に第 7 回が開催されたところで非公開の検討会は、一区切りとなった。

7・5・3 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う各種労使確認書の整備

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、2017 年 9 月 15 日に「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」、ならびに「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正が公布され

た。

これに関して外航労務部会と組合は10月1日の施行に先立ち、育児休業制度に関する労使確認書を改定し、9月29日付でこれを締結した。